

(様式第7号-2)

市立秋田総合病院病児・院内保育施設運営管理業務 見積条件設定

見積り条件

市立秋田総合病院病児・院内保育施設の管理運営費の見積りについては、様式第6号運営管理委託費見積書を参考にし、以下の条件で算出すること。

1 保育日時 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

(1) 病児保育 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日および12月29日から翌年の1月3日までの日を除く午前7時から午後6時まで実施する。

(2) 院内保育 午前7時から午後6時までの時間帯の年間365日実施する。延長保育は午後9時までとし、週3回夜間(24時間)保育を実施する。

2 想定児童数と人員配置について

(1) 病児保育 7:00~18:00 児童数は1日平均4人
保育士2名と看護師1名を常勤させること。

(2) 院内保育

①基本保育(主たる保育時間) 7:00~18:00

0歳児3人、1歳児10人、2歳児7人 計20名

様式第6号運営管理委託費見積書において保育士を4名配置することを想定しているが、保育士配置の考え方が異なる場合は修正を加えても構わない。

②延長保育 18:00~21:00 毎日、保育士2人体制

③夜間保育 18:00~翌7:00 6週あたり3日、保育士2人体制

④事務補助者 平日9:00~16:00 1人体制

(3) 施設長 1名を総括責任者として配置すること。

3 その他必要な経費

保育施設運営管理に係る全ての経費(仕様書の内容に従うこと)のほか、受託者独自の自主事業等、提案書に記載されている事項についても見積りに含むこと。

4 利用児童数に変動した場合の保育士配置の考え方について別途示すこと。